る額（以下「調整力確保費用相当額」という。）及び同条第１号に掲げる額のうち、調整力確保費用相当額に係るものの額を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益（電源線に係る収益及び調整交付金を除く。）、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。

２．

⑴　発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費（調整交付金相当額を除く。）、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費（調整交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

⑵　その他に整理された費用のうち、電源開発促進税、事業税（調整交付金で手当される事業税相当額を除く。）、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

８．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第５表により離島供給収支計算書を作成すること。

９．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第６表によりインバランス等収支計算書を作成すること。

２．

⑴　発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

⑵　その他に整理された費用のうち、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。

８．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第５表により超過利潤計算書を作成すること。ただし、税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）については、６．の規定により整理された税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）に、超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下第６表において同じ。）を加算した額とし、特別損益については、６．の規定により整理された特別利益（インバランス調整に係る特別利益を除く。）から６．の規定により整理された特別損失（災害に伴う特別損失及びインバランス調整に係る特別損失を除く。）を控除した額とすること。

９．７．の規定により作成された固定資産明細表及び８．の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第１第６表により超過利潤累積額管理表を作成すること。

10．供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備（電源線及び前期以前に竣工済みとなったものを除く。以下この別表において「特定設備」という。）に係る投資額（当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。）について、様式第１第７表により特定設備投資額明細表を整理すること。

11．８．の規定により作成された超過利潤計算書及び10．の規定により作成された特定設備投資額明細表を基に、様式第１第８表により内部留保相当額管理表を作成すること。

12．法第18条第１項の規定により認可を受けた託送供給等約款（同条第５項若しくは第８項の規定による変更の届出があったとき、又は法第19条第２項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の料金を設定した際に定めた原価算定期間が終了した事業者は、８．の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第１第９表により乖離率計算書を作成すること。

13．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第10表により離島供給収支計算書を作成すること。

14．８．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第11表によりインバランス等収支計算書を作成すること。